

行政の焦点

過重労働の最近の動き

1、過労死等防止対策推進法

6月20日に参議院本会議を通過して可決されました。

この法案は、超党派の議員連盟が議員立法で提出したもので、長時間労働などによる労働者の過労死や過労自殺の防止が目的とされ、国に対しても過労死の調査研究や防止策の実施を求めた内容となっています。法案では大綱を定めることを国に求めており、今後、過労死の遺族や労働者・使用者代表らで構成される「過労死等防止対策推進協議会」を厚生労働省に設置して議論されることになります。

11月の「過労死等防止啓発月間」までに施行されることなどが予定されています。

そのため、労働基準行政としても毎年、過重労働による健康障害の防止、長時間労働の抑制が最重要課題のひとつとなっています。

過重労働に関連すると思われる最近の動き等を紹介します。

2、今後の労働時間法制の在り方

第112回労働政策審議会労働条件分科会（平成26年4月22日開催）で「長時間労働抑制・過重労働対策について」が今後の論点（案）として議題になりました。今後の論点（案）としての議題は次のとおりです。

- 中小企業に適用猶予されている月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率
- 法定時間外労働の割増賃金率の水準
- 労働時間の量的上限規制（時間外労働の上限規制）、勤務間インターバル（休息）
- 年次有給休暇の取得促進
- 法定労働時間に関する特例事業場（週44時間の特例廃止）

年次有給休暇の取得促進以外は、各議題とも労働者側、使用者側の主な意見は隔たりが大きく今後も継続的に議論されことになると思います。

労働政策審議会労働条件分科会は定期的に開催

され、内容は厚生労働省のホームページにも掲載されていますので、興味のある方はご覧ください。

3、ホワイトカラー・エグゼンブション

残業代支払いなどの労働時間規制を適用除外する「ホワイトカラー・エグゼンブション」の導入が政府の産業競争力会議で決定し、厚生労働省は対象を限つて受け入れる方針を示しました。

この制度は成長戦略に盛り込まれる見通しで、早ければ来年の通常国会に労働基準法改正案が提出される予定です。

少なくとも、年収1000万円以上の高度な職業能力を有する労働者が対象になりました。

4、ストレスチェック制度の創設

精神障害の労災認定件数の増加を受けて、メンタル不調に陥る前に、労働者の心理的な負担の程度を把握するために、医師等によるストレスチェックを義務付ける労働安

全衛生法の一部改正案が、平成26年6月19日に公表されました。但し、50人未満の事業場は当分の間努力義務となっています。

この制度は平成27年12月までに施行される予定となっています。

リンク先一覧をご利用下さい

本誌本文中に赤色の二重線でご案内している情報は、当協会のホームページにてリンク先一覧をご案内しています。
当協会ホームページ「情報提供」→機関誌該当号に掲載しています。
お問い合わせは、「Mei-hoku」編集室
☎ 052-961-3655)まで。